

2024 年度
治療専門医学物理士 更新認定
申 請 要 項

申請期間

2025 年 1 月 6 日（月）～ 2025 年 1 月 17 日（金）必着

一般財団法人 医学物理士認定機構 事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

e-mail: jbmp-post@as.bunken.co.jp

医学物理士認定機構

1 申請資格

申請資格を有する方は、2025年3月31日に治療専門医学物理士の認定期間を満了する方です。治療専門医学物理士の認定期間は医学物理士と同じです。医学物理士名簿 (<https://www.jbmp.org/certification/list/>) でご自身の認定期間をご確認ください。

2 申請方法（郵送受付のみ）

医学物理士の更新書類に同封せず、別の封筒で郵送してください。

必要な申請書類を取りそろえ、角形2号封筒（横24 cm×縦33 cm、折らずにA4用紙が入る封筒）のオモテに「治療専門医学物理士更新認定申請書在中」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で郵送してください。簡易書留としない場合の事故については、一切責任を負いません。また、郵便事情による遅配もありますので余裕をもって申請してください。

申請期間：2025年1月6日（月）～ 2025年1月17日（金）**必着**

宛先：〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

医学物理士認定機構事務局

3 認定審査料

初回更新時の認定審査料は免除されます。

2回目以降の認定審査料は、郵便局・ゆうちょ銀行に備え付けの払込取扱票（青色）を使用し、個人名義にて納付してください。郵便局・ゆうちょ銀行のATM（現金自動預払機）でも納付できます。送金手数料は自己負担になります。インターネットバンキングを含む他の方法での納付はできませんのでご注意ください。

認定審査料： 11,000円

納付先口座名： 一般財団法人 医学物理士認定機構

口座番号： 00170-2-607301

郵便局・ゆうちょ銀行の窓口またはATMから受け取る受領証のコピーを申請書（様式1）の所定の欄に貼り付けて提出してください。申請書類を受理した後で認定審査料は返還できません。

4 認定申請書類等

認定申請には次の書類が必要です。それぞれ指定された様式に従ってください。書式は、ホームページ <https://www.jbmp.org/> から電子ファイル形式でダウンロードできます。

申請書類等	摘要
① 更新認定申請書	様式 1 に必要な事項を記入してください。（片面印刷）
② 認定審査料（11,000 円）振替払込証のコピー	郵便局・ゆうちょ銀行の窓口または ATM から受け取る振替払込請求書兼受領証のコピーを様式 1 の所定の欄に貼って提出してください。 ※初回更新時の認定審査料は免除されます。
③ 業務実績証明書	様式 2 に必要な事項を記入してください。（片面印刷）
④ 出席証明書の写し	認定期間内に医学物理士認定機構が主催した講習会の出席証明書の写しを提出してください。
⑤ 治療専門医学物理士の認定証の写し	最新の認定証の写しを提出してください。

5 認定証の交付

更新認定された方には、5 年間有効の治療専門医学物理士認定証が交付されます。

6 申請上の注意事項

- 1) 様式はそれぞれ片面で印刷し、記入してください。
- 2) 不備が無いよう提出書類を確認してください。
- 3) 申請後に書類の変更はできません。ただし、住所、氏名、電話番号に変更があった場合は、医学物理士認定機構事務局へ連絡してください。
- 4) 特に指定がない場合、年月日は西暦で記載してください。
- 5) 一度受理した申請書類および認定審査料は、理由の如何にかかわらず返還しません。
- 6) 出席証明書や治療専門医学物理士の認定証は写しを提出してください。原本を提出頂いても、返却致しませんのでご注意ください。
- 7) 認定申請期間後、2ヵ月が経過しても送付されない場合は、医学物理士認定機構事務局へお問合せください。
- 8) 申請書類に虚偽の記載がある場合は、認定を取り消すことがあります。

7 個人情報の取扱いについて

認定申請の際にお知らせいただいた氏名、住所、経歴、業績等の個人情報については、法令に基づき以下のとおり取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 氏名、住所等の個人情報については認定作業に使用します。
- (2) 氏名、住所等については医学物理士データベースに登録し、更新認定の確認、医学物理士に関する統計等に使用します。

8 問合せ先

問い合わせは、下記アドレスへのメールのみで受け付けます。

e-mail: jbmp-post@as.bunken.co.jp